

議案第50号

葛飾区特定子ども・子育て支援施設等の基準を定める条例

上記の議案を提出する。

令和2年9月15日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

保育の質の確保及び向上を早期に図るため、認可外保育施設に係る特定子ども・子育て支援施設等の基準を定める必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区特定子ども・子育て支援施設等の基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の11第1項に規定する施設等利用費を支給するに当たり、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項の規定により、葛飾区における特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）の基準について定めるものとする。

(特定子ども・子育て支援施設等の基準)

第2条 改正法附則第4条第2項に規定する条例で定める基準は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の規定の例による。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この条例は、令和6年9月30日限り、その効力を失う。